

御意見及び内閣府の考え方

別紙

番号	御意見	内閣府の考え方
1	<p>PFI (Private Finance Initiative) は 公共サービスや公共施設の整備・運営において 民間の資金やノウハウを活用する手法</p> <p>政府や地方公共団体が民間事業者と契約を結び 民間が施設の設計、建設、運営を行い その対価を政府が支払う形態が一般的で ?これにより 効率的な運営やコスト削減が期待 とされますが 派遣法など80年代後半90年代以降 民営化民間活力という名目で 特定の企業に突出して税金が流入される件</p> <p>その特定の企業に公務員が天下りをし 役員報酬など多額の給金を受け取っているなど 不透明なお金の流れが問題視されています</p> <p>成績の良い者が公務員になっているのですから 民間は民間 公共は公共の中で無駄を削り 効果的な方法を考えることは十分に出来るはずですよ</p> <p>とくに今という時期にこのような疑念を持たざるを得ないような件は より厳格に公金を一部の者だけの益になることの無いよう 考えるべきですので もっともっと考えてください</p>	<p>P F I 事業については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）において、「P F I 事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。」としているところであり、引き続き、行政にとっての歳出の効率化、民間事業者にとっての利益創出や、住民にとってのサービスの向上に資するP F I を推進してまいります。</p>

・意見募集期間について

意見募集期間が休日2日間を含む5日間と極めて短く、意見提出のための十分な調整・検討期間をステークホルダーに与えているとはいえない。なぜこのような期間設定となったのか、具体的に説明すべきである。なお、米国政府が以下のように懸念を示している点、参考までに記しておく (<https://ustr.gov/sites/default/files/2023-03/2023%20NTE%20Report.pdf> 241頁)。

Public Comment Procedure

The United States remains concerned about inadequate implementation of public comment procedures by Japanese ministries and agencies. In 2022, stakeholders flagged several instances

where comment periods for regulations or guidelines were non-existent, unnecessarily short, or

occurred at the same time as major national holidays. In other cases, comments did not appear to

have been adequately considered given the brief time between the end of the comment period and the issuance of a final rule or policy. The United States has stressed the need for Japan to improve

the system, such as by lengthening the standard public comment period for rulemaking.

本意見公募の対象であるガイドライン等は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する「命令等」に該当しないことから、本意見公募は、同法第39条の規定に基づかない、任意の意見公募であり、したがって意見提出期間についても特段定めはございませんが、今後の検討に際しての参考とさせていただきます。

・物価スライドについて

予算の事前議決の原則に基づき、財政規律の観点から、やむを得ず物価スライドを行う場合でも、上限額を固定額として定めるべきである。また、上限額を予算確保すべきである。

行政にとっての歳出の効率化も重要である一方で、昨今の物価変動も踏まえ、「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）4-4 3.において、「「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、選定事業者が負担する物価変動リスクを減じるため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。」としているところであり、この考え方に沿って、現時点でスライド上限を設けることは考えておりません。

・知的財産について

管理者等が民間事業者の提案に含まれる知的財産を民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす行為、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為の実効的な予防策がなんら講じられていない。民間事業者に対して、これらの行為があったことを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず採用された場合、契約の解除や無償での事業実施などの制裁を課し、事前に公益通報等の適切な措置を講じた場合には制裁を免除すること等を規定すべきである。

御指摘の箇所の改正は、管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合に、特に知的財産について、民間事業者の同意なしに第三者に漏えいする若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の行為が、公共施設等の管理者等の信用を傷つける行為であるという認識を十分に共有していない管理者等に対し、そうした行為を慎むよう促すことを目的としています。御指摘いただいたような、管理者等が故意に、自らの信用を損なう行為を行った場合に、その相手方を罰することで抑止を図る対応については、情報の漏えい等に関する各種法令等に基づき、適切に対処されるものと認識しております。